

# さいたま市立大谷口中学校 PTA 会則



## さいたま市立大谷口中学校 PTA

※この会則は卒業まで使用しますので大切に保管をお願い申し上げます。

# さいたま市立大谷口中学校PTA会則

## 第 1 章 名称と事務所

- 第 1 条 この会は、さいたま市立大谷口中学校PTAといい、事務所を同校内(さいたま市南区大谷口広ヶ谷戸21)におく。

## 第 2 章 目的および活動

- 第 2 条 この会は、民主教育の推進母体となり、保護者と教職員とが協力して家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長をはかるとともに、会員相互の親睦と教養を高めることを目的とする。
- 第 3 条 この会は、前条の目的を達成するため次の活動をする。
- (1) よい保護者、よい教職員となるようつとめる。
  - (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって、生徒の生活をよりよい方向に導くとともに、安全教育の推進をはかる。
  - (3) 教育環境の改善をはかるとともに、教育施設の整備、公教育費充実のため世論の喚起につとめる。
  - (4) その他、この会の目的を達成するために必要な活動を行う。

## 第 3 章 方 針

- 第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動する。
- (1) 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
  - (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら党利を目的とするような行為は行わない。
  - (3) この会、またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
  - (4) 学校の人事その他管理に干渉しない。

## 第 4 章 会 員

- 第 5 条 この会の会員となることのできるものは次のとおりである。
- (1) 本校の生徒の保護者。
  - (2) 本校の教職員。
- 第 6 条 この会の会員は、一家庭ごとに会費を納めるものとする。
- 第 7 条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

## 第 5 章 役員および委員

- 第 8 条 この会の役員は次のとおりである。  
会長1名 副会長若干名(内T1) 書記若干名(内T1) 会計若干名(内T1)
- 第 9 条 役員は、選挙管理委員会及び選挙総会において選出、定期総会の承認を得る。
- 第 10 条 役員は任期は1年とし再任をさまたげない。  
役員に欠員を生じた場合は、補欠選挙により選出することができる。
- 第 11 条 会長は、この会を代表して会務を統括する。
- 第 12 条 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 第 13 条 書記は、この会の活動に関する重要事項を記録する。
- 第 14 条 会計は、総会で決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
- 第 15 条 委員は、各学年より選出し、教員は各学年より1名委員となる。

## 第 6 章 会 計 監 査

- 第 16 条 この会の会計を監査するために会計監事 3 名をおく。  
第 17 条 会計監事の選出および任期は役員に準ずる。

## 第 7 章 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 選 挙 総 会

- 第 18 条 選挙管理委員会、選挙総会の開催については、細則で定める。

## 第 8 章 運 営

- 第 19 条 この会に学年委員会、運営委員会をおく。  
第 20 条 学年委員会は、学年ごとに会員相互の連絡・親睦をはかり、学年行事に協力し、専門部的な活動は各学年で担当して行う。  
第 21 条 運営委員会は、各学年に関する問題を処理し、専門部的な活動も行う。  
第 22 条 各委員会についての必要な事項は細則で定める。

## 第 9 章 会 議

- 第 23 条 この会の会議は次のとおりとする。  
(1)総会 (2)委員総会 (3)運営委員会 (4)学年委員会  
(5)選挙管理委員会・選挙総会 (6)特別委員会
- 第 24 条 会議はすべて会長が招集し、議決は出席者の過半数をもって成立する。
- 第 25 条 1. 総会は、全会員で構成され、この会の最高決議機関である。  
2. 総会は、定期総会および臨時総会とし、紙上での開催もできる。  
3. 定期総会は、毎年 1 回年度始めに開催する。  
4. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の十分の一以上の要求があった時に開催する。  
5. 総会は、会員数の五分之一以上出席(提出)がなければ議決することができない。  
6. 総会に付議する事項は次のとおりとする。  
(1) 年度方針、報告、および予算決算の審議決定。  
(2) 役員、会計監事の承認。  
(3) その他重要な事項。
- 第 26 条 1. 委員総会は、役員、委員をもって構成され、総会につぐ決議機関である。  
2. 委員総会は、定期委員総会および臨時委員総会とし、紙上での開催もできる。  
3. 定期委員総会は、学年末に 1 回開催する。  
4. 臨時委員総会は、会長が必要と認めたとき、または運営委員会構成員の五分之一以上の要求があったときに開催する。  
5. この会の運営に関する事項を審議する。
- 第 27 条 1. 運営委員会は、役員および各学年正副委員長、各学年教員 1 名をもって構成され、各学年の連絡調整をはかり、総会及び委員総会に提出する議案を調整する。  
2. 運営委員会は、定例運営委員会および臨時運営委員会とし、紙上での開催もできる。  
3. 定例運営委員会は毎学期 1 回開催を原則とし、臨時運営委員会は会長が必要と認めたとき、また構成員の五分之一以上の要求があったときに開催する。
- 第 28 条 学年委員会は各学年の教員と学年委員をもって構成され、必要に応じ随時開催する。
- 第 29 条 選挙管理委員会及び選挙総会は、役員、会計監事の候補者を選出する。
- 第 30 条 特別委員会は、そのつど運営委員会が決める者で構成し、その任務が終わったとき解散する。
- 第 31 条 役員および各委員長は他の委員長を兼任できないものとする。ただし、選挙管理委員会及び選挙総会、特別委員会はこの限りではない。
- 第 32 条 学校長は顧問として各会議に出席し意見をのべることができる。

## 第 10 章 会 計

- 第 33 条 この会の活動に要する経費は会費、その他の収入によってまかなう。
- 第 34 条 会費は、総会において決定する。(令和元年度現在、一家庭年額2,000円)
- 第 35 条 この会の会計は総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第 36 条 この会の決算は会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第 37 条 この会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年の3月31日に終わる。

## 第 11 章 細 則

- 第 38 条 1. この会の運営に関し必要な細則はこの規約に反しない限りにおいて、委員総会の議決を経て定める。
2. 委員総会で細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

## 第 12 章 改 正

- 第 39 条 1. 会則は総会において、出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は総会の開催の少なくとも1週間前に全会員に知らせておかなければならない。
2. 細則は委員総会において出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することができない。
- ただし、改正案は委員総会の開催の少なくとも3日前までに各委員に知らせておかなければならない。

### 付 則

この会則は、昭和50年6月30日より施行する。

昭和56年	5月	9日	一部改正
昭和58年	5月	7日	一部改正
昭和62年	5月	9日	一部改正
平成元年	5月	6日	一部改正
平成2年	5月	2日	一部改正
平成4年	5月	2日	一部改正
平成5年	5月	1日	一部改正
平成8年	5月	18日	一部改正
平成16年	4月	30日	一部改正
平成21年	4月	28日	一部改正
平成22年	4月	28日	一部改正
平成24年	2月	29日	一部改正
平成25年	12月	6日	一部改正
平成27年	5月	8日	一部改正
平成30年	5月	10日	一部改正
令和2年	2月	4日	一部改正
令和2年	7月	7日	一部改正
令和3年	5月	18日	一部改正
令和4年	2月	15日	一部改正
令和5年	2月	7日	一部改正

## 細 則

### 第 1 章 役員、会計監事選出方法

- 第 1 条 1. 役員、会計監事の選出は次により選挙管理委員会をおき、いっさいの事務を処理する。
- (1) 選挙管理委員は役員より 1 名、各学年委員より 2 名、教諭代表 2 名を選出し、総会で報告する。
  - (2) 役員は、次年度に会員でなくなる者が選挙管理委員になる。(該当者不在の場合、その限りではない)
  - (3) 選挙管理委員は、役員、会計監事の候補者となることができない。
2. 役員、会計監事の候補者は次により全会員および会員予定者の中から選出する。
- (1) 選挙管理委員会は、立候補者及び推薦候補者を全会員および会員予定者から募る。
    - イ 立候補するときは原則として会員または会員予定者 1 名の推薦文をつける。
    - ロ 候補者を推薦するときは必ず推薦文をつける。
    - ハ 推薦文には原則として記名をする。
  - (2) 選挙管理委員会で開封し、推薦候補者に意志を確認するが公表はしない。
  - (3) 立候補者、推薦候補者が定数以上のときは、選挙総会(紙上総会)で無記名投票する。開票は、選挙管理委員会が運営委員会立ち合いのもとに行う。

### 第 2 章 委員会

- 第 2 条 1. 学年委員会を構成する学年委員は各学年最大 18 名とし、状況に応じて、人数を変更することができる。
2. 各学年委員会は互選により委員長、副委員長 2 名を決定する。
- 第 3 条 1. 学年委員会の活動は次のとおりとし、各専門委員をおく。
- (1) 学校環境
  - (2) 広報
  - (3) 進路対策
2. 専門委員は運営委員会に出席することができる。
- 第 4 条 運営委員会の専門部的な活動は、次のとおりとする。
- (1) 組織財政 会計

### 第 3 章 教育振興費

- 第 5 条 教育振興費は、生徒の教育効果をあげる学校経費を補助するためのものである。
- 第 6 条 教育振興費は、生徒 1 人につき、年額 1,300 円とする。(平成 7 年 4 月 15 日改定)

### 第 4 章 慶弔・見舞

- 第 7 条 会員の慶弔並びに教職員の転退に際し下記相当額を贈り、慶弔及び感謝の意を表すものとする。
- |                              |          |
|------------------------------|----------|
| (1) 教職員結婚の場合                 | 5,000 円  |
| (2) 教職員の 2 週間以上にわたる病気や怪我等の場合 | 5,000 円  |
| (3) 教職員死亡の場合                 | 10,000 円 |
| (4) 生徒父母死亡の場合                | 10,000 円 |
| (5) 生徒死亡の場合                  | 10,000 円 |
| (6) 教職員の家族死亡の場合(一親等まで)       | 5,000 円  |
| (7) 教職員の出産の場合(配偶者を含む)        | 5,000 円  |
| (8) 教職員転退職の場合(3 年以下)         | 1,000 円  |
| (3 年以上)                      | 2,000 円  |

- (9) 学校関係祝金 5,000円  
(10) その他不時の災害が生じた場合別途考慮  
(11) 該当者がでたときは、会員はすみやかに学年委員長または役員に報告する。  
報告を受けた者が会計に要請。会計が用意し、会長が届ける。

## 第 5 章 表 彰

- 第 8 条 本会並びに学校に対して功労のあった方々に記念品を贈り、感謝の意を表する。  
第 9 条 記念品を贈る方法は次の基準にする。  
(1) P T A役員並びに本校に対して協力された方。  
(2) 本校の P T A並びに本校に対して特に尽力し功績顕著な方。  
(3) 被表彰者は委員総会において報告する。

## 第 6 章 特 別 準 備 金

- 第 10 条 特別準備金は、部活動県大会以上出場補助金として使用する。  
(1) 学校の定める大会毎に支給する。  
(2) 支給額は、原則 1 部員千円とし、各部上限一万円までとする。  
(3) 大谷口中学校の代表として出場したものに限る。  
第 11 条 特別準備金の収入は、P T A会費よりまかなう。

## 第 7 章 個 人 情 報 取 扱 規 則

- 第 12 条 個人情報取扱については、別紙 1 「個人情報取扱規則」に準ずる。

## 第 8 章 会 費

- 第 13 条 年度途中の入会（転入）は、転入時期に応じて会費を納める。  
年度途中の退会（転出）においては、会費の返金を行わない。

さいたま市立大谷口中学校 PTA

《個人情報取扱規則》

【個人情報とは】

個人情報とは、個人に関する情報であり、氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、画像など、その情報によって個人を識別できる情報の事をいいます。

【大谷口中学校における個人情報の収集および利用目的】

1. みなさまからお預かりした個人情報を、大谷口中学校 PTA では以下の内容および目的で収集・利用します。  
それ以外の目的に利用することは一切ございません。

すべての会員の方が対象

■利用目的

- ①PTA の会員登録および管理
- ②PTA 活動名簿の作成および管理
- ③広報紙への写真掲載
- ④文書配布(文書は生徒を通じて配布)

■収集する情報 ～PTA に加入されたご家庭の情報～

- ①保護者氏名
- ②ご家庭の在学中生徒氏名、性別、学年、クラス

委員に選出された方

■利用目的

- ①委員会開催通知
- ②活動に関する連絡

■管理する情報 ～選出された委員の方の情報～

- ①保護者氏名
- ②連絡先電話番号
- ③ご兄弟関係

2. その他、行事や委員会のために個人情報を取得および利用する場合は、その都度において取得目的を明確にし、同意を得るものとします。
3. 会員本人から開示を求められた時は、すみやかに開示します。
4. 提供していただいた個人情報に関しては、PTA 副会長の管理のもと、安全に管理保管し、転校・卒業をもってすみやかに廃棄することとします。